

涌谷町監査委員告示第2号

令和6年8月5日付け涌監第18号で収受した涌谷町職員措置請求に係る監査の結果について、地方自治法第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年10月30日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

涌谷町職員措置請求に係る監査結果

1 請求人

非公表

2 措置請求書の提出日

令和6年8月5日付けで提出され、同日に受け付けた。

3 請求の内容

(1) 要旨

A社はこれまで町と町民医療福祉センター施設管理業務委託・設備機器維持管理委託等契約を締結しており、昭和63年度から平成27年度までは1者随意契約(特命随契)、平成28年度から令和4年度までは、5者による見積合せや特命随契、令和5年度は5者による見積合せ、そのほかの業務等についても特命随契などで契約している。(昭和63年から平成27年までは1者随契と予想しているが、公文書が開示されないのわからない。)また、条件付き一般競争入札、指名競争入札、予定価格と僅差の落札額の入札により契約しているなど、不透明であり、公平性に欠ける契約を行っている。

A社との特命随契、随意契約は特殊性も緊急性もなく毎年同じ業務の繰り返しであることから、契約は違法であり、それに基づく支出も違法であることは明らかである。

また、A社が落札した入札については、落札率が1件を除きほぼ100%である。適正な入札は70%から80%台といわれることから、通常95%以上の落札率は役所側が関与する官製談合といわれる。入札の参加業者も常連メンバーであり、談合が疑われる。

町は、適正な一般競争を行い締結したであろう契約金額と随意契約の方法により締結した契約金額の差額に相当する金額の損害を被っている。入札についても最大限譲歩して85%で計算したものと契約額との差額分が損害となっている。

(2) 措置請求

監査委員は、涌谷町長に対し、次のとおり勧告することを求める。

ア 町は、A社と業務委託契約を締結しないこと。

イ 町長は違法な随意契約に基づく委託料の支払いを行ったのであるから、損害金を涌谷町に支払うこと。異常に高い落札率の契約の差額分を町に返還させること。

ウ 上記各支出手続きに関与した職員と元職員aと元職員bに対して、損害額に応じた相当の額の賠償命令を行うこと。

エ 町の損害金を過去にさかのぼり、賠償させるなどの必要な措置をとること。

(3) 事実証明書

請求人が提示した請求の基となったA社が契約した業務委託契約一覧

※年月日については、入札月日、()内数字は、入札調書から転記した落札率

- ア 平成28～30年度医療福祉センター施設管理業務 H28. 3. 28
- イ 平成28～30年度医療福祉センター設備機器等維持管理業務 H28. 3. 28
- ウ 平成31年度医療福祉センター施設管理業務 H31. 3. 27
- エ 平成31年度医療福祉センター設備機器等維持管理業務 H31. 3. 27
- オ 令和2年度医療福祉センター施設管理業務 R2. 3. 27
- カ 令和2年度医療福祉センター設備機器等維持管理業務 R2. 3. 27
- キ 令和3年度医療福祉センター施設管理業務 R2. 3. 26
- ク 令和3年度医療福祉センター設備機器等維持管理業務 R2. 3. 26
- ケ 令和4年度医療福祉センター施設管理業務 R4. 3. 25
- コ 令和4年度医療福祉センター設備機器等維持管理業務 R4. 3. 25
- サ 涌谷町役場夜間警備委託業務 R2. 3. 19 (99. 7%)
- シ 令和5年度医療福祉センター非常照明・制御用直流電源装置蓄電池更新工事 R5. 8. 31 (98. 28%)
- ス 令和6年度から令和8年度医療福祉センター設備機器等維持管理委託 R6. 1. 30 (98. 96%)
- セ 令和6年度から令和8年度医療福祉センター清掃、保安警備・設備運転管理、廃棄物収集運搬業務委託 R6. 2. 16 (97. 31%)
- ソ 涌谷町役場本庁舎日直業務委託 R6. 4. 26 (74. 91%)
- タ 各入札調書

4 請求の受理

本請求は、令和6年8月15日に補正を求め、令和6年9月9日に補正を完了したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、9月18日に受理を決定した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和6年10月1日午後1時30分から午後2時30分まで陳述の機会を与えた。その際、関係職員4人の立会があった。

6 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断し、監査対象事項

を次のとおりとした。

ア 請求内容の事実確認

イ 請求内容の適否

(2) 監査対象課

監査の対象課を企画財政課、総務課及び総務管理課とした。

(3) 監査対象課及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により、次のとおり調査を行った。

ア 監査対象課

令和6年10月8日午前10時から午後2時まで

イ 入札参加業者

令和6年10月15日午前10時から午後4時20分まで

令和6年10月16日午後1時から午後2時40分まで

7 判断

- (1) 多岐にわたる請求内容となっていたが、判断の第1段階として、請求内容の基として提出された多数の契約について、令和4年度以前の分については調査対象から除外することとした。

以下に理由を述べる。

住民監査請求の期間制限について定めた法第242条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているが、令和4年度以前の契約については、今般、本件請求のあった令和6年8月5日においては、本件請求に係る財務会計上の行為が行われた日から既に1年を経過している。

期間経過については、請求人がその理由を述べているが、1年を経過した正当な理由があるとする請求人の主張には、根拠がない。ただ、一方的に状況説明をしているが、法第242条第2項の期間制限の規定を適用させない正当な理由とは考えられない。請求人が主張する理由が正当な理由に当たるとするならば、全ての期間の行為が監査請求の対象となり得ることとなり、法的安定性を意図したといわれる同法第242条第2項の期間制限の規定が没却されることとなる。

また、当該行為は、最高裁が第2小法廷昭和62年2月20日判決で監査請求期間の規定の適用がない旨を判示した怠る事実（真正怠る事実）にも当たらない。

よって、今回の措置請求は、提出された契約のうち令和4年度以前の分について法第242条第2項に規定する要件を満たしておらず、不適法であると判断し、令和5年度以後の契約（事実証明書シ、ス、セ及びソ）について監査を実施した。

- (2) 請求人は「条件付き一般競争入札、指名競争入札、予定価格と僅差の落札額の入札により契約しているなど、不透明で公平性に欠ける」と主張しているが、両入札とも地方自治法に則り契約内容等に合わせて適正に実施したものと認められ、不透明で公平性に欠けるとは認定できない。
- (3) 次に、「請求人は落札率が70%から80%台が適正で、100%に近い入札や95%以上の入札は役所側が関与する官製談合と言われる。」と主張しているが、近年では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」その他指針等により、公共工事の担い手が適正な利潤を確保できるよう、実勢価格が予定価格に適正に反映されるような積算をすることとされている。これらにより、地方公共団体においては、ほとんどの入札及び契約において「歩切り」を廃止するなど、実勢価格を反映した設計金額と同額の予定価格を決定することもあり、不当に予定価格が引き下げられることが少なくなってきた。つまり、特別な理由がなければ実勢価格と予定価格の乖離が小さくなってきているのが現状であり、請求人の主張には理由がなく、落札率と官製談合については、直接関係するものではないと判断する。
- (4) また、「入札の参加業者も常連であり、談合が疑われる。」と理由を述べることなく主張しているが、当職として、指名業者に出席を求め、個別面接による調査を実施した結果、いずれの業者も談合等の事実を否定しており、その存在を認めることはできないと言わざるを得ない。
- (5) 上記(2)から(4)に述べたことから、「85%の落札率で計算した金額と契約額の差額分が町の損害額である」との請求人の主張には理由がないと判断する。

8 結論

本件請求については、令和6年10月21日、監査委員の合議により次のとおり決定した。

- (1) 令和4年度以前の契約に係る請求については、住民監査請求の要件を欠き不適法であるから、これを却下する。
- (2) 令和5年度以後の契約に係る請求については、請求に理由がないと認められることから、これを棄却する。